



IFRS に備える PART 3

—資産負債アプローチと収益費用アプローチ—

横浜市立横浜商業高等学校教諭 粕谷 和生

昨年の秋ごろから、日本経済新聞のIFRSに対する論調が変わってきました。それまでの「行け行けゴーゴー」の論調がスローダウンしてきたのです。これには国内外の諸事情が絡んでいるようですので、今後どのように変わっていくか、その動向を注意深く追っていく必要があります。

さて、これまで2回にわたり「IFRSに備える」と題してQファイルを展開してきました。第1回目(85号)は、IFRSの基本思考である資産負債アプローチについて、第2回目(86号)は、伝統的会計思考である収益費用アプローチについてみてきました。第3回目の本号は「IFRSに備える」の最終回です。IFRSに備えるといいながら、これまで一度もIFRSそのものは登場していません。

それは、IFRS自体が流動的であり、確定的なものではなく、また、日本基準との差異や個々の論点に焦点を当てるのは、原則主義のIFRSを理解する仕方としては不適當であるといわれている*1から

です。IFRS理解の近道は、その基本思考に接近することです。そのためにQファイルでは一貫して「資産負債アプローチと収益費用アプローチ」を取り上げてきました。

日本基準とIFRSとのコンバージェンスの過程で、IFRSの基本思考である資産負債アプローチは、確実に日本基準の中に入ってきています。そこで最終回の本号では、日本の会計基準の中の資産負債アプローチを見ることにします。その数はとても多いことに驚かされます。それではまず、前号までの要点整理から始めます。

Q1 二つの会計思考のまとめ

これまでQファイルでみてきた資産負債アプローチと収益費用アプローチの特徴は、どのように整理できますか？

2つの会計思考を対比表にまとめてみました。

| | 収益費用アプローチ | 資産負債アプローチ |
|-----------|-----------------------------------|------------------------------|
| 意味 | ・フロー認識 → ストック評価 | ・ストック測定 → フロー認識 |
| 利益の計算 | ・収支配分型利益計算 | ・純資産変動利益計算 |
| 簿記との関係 | ・期中の収入および支出の記録のために簿記は不可欠。 | ・利益計算目的に限定した場合、簿記は不要。 |
| 資産と負債の概念 | ・収益と費用を決定した後に残る収入と支出の未解決項目。 | ・資産は将来の経済的資源 ・負債は将来の経済的債務 |
| 資産の測定 | ・取得原価主義 | ・時価主義 |
| 計算と開示 | ・損益計算の重視 | ・評価(測定)・開示の重視 |
| 前提とする経済基盤 | ・実物経済(プロダクト型市場経済) 例: 製造業・商品売買業 | ・金融経済(ファイナンス型市場経済) 例: 金融業 |

Q2 金融商品会計基準と資産負債アプローチ

金融商品会計基準は、資産負債アプローチの考え方に基づいて作られているといわれますが、具体的には、この基準のどういうところに、それが現れていますか？

(1) 金融商品会計基準の目次から

金融商品会計基準の目次を見ると、資産負債アプローチの考え方が採用されていることが、よく分かります。目次の前半は、「金融資産及び金融負債の範囲等」→「金融資産及び金融負債の発生及び消滅

の認識」→「金融資産及び金融負債の貸借対照表価額」です。

この目次の並びは、まず資産と負債を定義し、次にその資産と負債の認識・消滅、さらに測定へと進む資産負債アプローチの考え方に沿ったものとなっています。この基準は、もっぱら金融資産と金融負債の会計について述べています。

(2) 契約段階で資産と負債を認識

金融商品会計基準7項では、契約上の権利と義務に着目して、金融資産及び金融負債の発生を認識しなければならないとしています。ここで注意しなければならないことは、契約段階での資産・負債の認識です。

これまで、教科書には「契約をただけでは簿記上の取引には該当しないので仕訳をしない」と書かれていました*²。しかし、有価証券やデリバティブなどについては、契約締結の瞬間から時価の変動リスクや契約相手の信用リスク等が、契約当事者に生じます。したがって、契約時点で金融資産及び金融負債の発生を認識した方が、取引の経済的実態を仕訳に反映できるのです。しかも、その認識は収益と費用の認識を行うことなく、直接的に行います。これは、資産負債アプローチの特徴です。

(3) 支配の移転と財務構成要素アプローチ

金融商品会計基準8項では、金融資産の消滅基準として、①権利を行使したとき②権利を喪失したとき③権利に対する支配が移転したときの3つを挙げています。上記①と②は、従来からも一般的にあった基準です。ところが、近年の金融工学などの発達により、証券の高度化かつ複雑化が進み、一個の金融資産を一体としてではなく、複数の権利に分解して取引を行うケースが見られるようになりました。このような取引における資産を把握するために、上記③の「支配の移転」という概念が登場してきました。なお、支配の移転については、金融商品会計基準9項で3つの要件を挙げています。

さらに金融商品会計基準57項で財務構成要素アプローチを採用し、複数の権利に分解された財務構成要素に対する支配の移転があった場合に、移転した財務構成要素の消滅を認識するとしています。このように金融商品会計基準は、資産の消滅を直接的に認識するために、「支配の移転」と「財務構成要素アプローチ」の2つの概念を導入したわけです。資産負債アプローチに立てば、当然に必要な概念と

いえます。

Q3 退職給付会計基準と資産負債アプローチ

退職給付会計基準は、負債に関する資産負債アプローチの典型的な基準といわれています。この基準のどこにそれが現れていますか？

(1) 負債 → 費用の順に決定

退職給付引当金の本質的な性格をクローズアップさせるために、年金資産や未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異はないものと仮定します。その場合、退職給付引当金は次のように定義できます。「退職給付引当金は、退職給付に係る負債であり、将来、従業員が退職するときに支払われる退職金のうち、当期までに生じたと考えられる金額の現在価値を負債として認識したものをいう。」

この定義によれば、退職給付費用は退職給付債務の現在価値の期間差額として捉えることができます。単純に言えば、期首と期末の退職給付引当金の現在価値の差額が、退職給付費用ということになります。この定義では退職給付引当金 → 退職給付費用の順、すなわち、負債 → 費用の順で決定が行われています。

このように職給付費用と退職給付引当金の決定順序に着目すると、そこではまさに資産負債アプローチが採用されていることがわかります。

(2) 退職給付引当金という負債の時価評価

退職給付会計基準の設定に関する意見書における「会計基準の要点と考え方」や同基準注解10などは、退職給付引当金を決算日ごとに時価で評価し直すように要求しています。これは、時価評価の特徴である「リセットされた特定時点での再測定」です。時価評価は、資産負債アプローチの特徴のひとつでした。

Q4 税効果会計基準と資産負債アプローチ

税効果会計基準によれば、その目的は「税引前当期純利益と法人税等を合理的に対応させること」とあります。これは収益費用アプローチです。この基準のどこに資産負債アプローチの考え方が採用されているのですか？

(1) 一時差異の定義の仕方

税効果会計基準における一時差異の定義には資産負債アプローチの考え方が明確に出ています。それは、同基準第二の1.2に「一時差異とは、貸借対照表及び連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう」とあります。

この定義では、一時差異を損益計算書上の収益と法人税法上の益金との差額、もしくは損益計算書上の費用と法人税法上の損金との差額とはせず、貸借対照表上の資産と税法上の資産との差額、もしくは貸借対照表上の負債と税法上の負債との差額としています。つまり、一時差異を収益および費用（益金および損金）の側からではなく、資産および負債の側から定義しているのです。これは、まさしく資産負債アプローチです。

(2) 資産負債法の採用

税効果会計の代表的な方法として繰延法と資産負債法があります。このうち繰延法は、一時差異の発生年度の税率を使って、その後の税効果を計算するため、当初認識時の測定値が分断されことなく継続します。したがって繰延法では、収益費用アプローチの特徴である当初認識時の測定値が継続していくことになります。

他方、資産負債法では、毎期末時点の税率を使うため、当初認識時の測定値が分断されて税効果が再計算されます。したがって資産負債法では、資産負債アプローチの特徴である時価による再測定が毎期行われることになります。

なお、わが国の税効果会計基準は資産負債法を採用していますので、定義の面でも会計処理の面でも資産負債アプローチに基づいています。

(3) 繰延税金資産の資産性

税効果会計基準が資産負債アプローチに基づいているとすると、次に問題となるのは、繰延税金資産が資産負債アプローチの資産の定義を満たすかどうかという点です。つまり、繰延税金資産に資産性があるか否かということです。

この問題に対して同基準の設定に関する意見書は、「繰延税金資産は、将来の法人税等の支払額を減額する効果を有し、一般的には法人税等の前払額に相当するため、資産としての性格を有するものと考えられる」としています。つまり、繰延税金資産には、将来キャッシュ・アウトフローの減額効果があるから、資産負債アプローチという資産に該当するということです。

ただし、繰延税金資産が計上できるのは、その金額を将来の納税額と相殺できるような利益の発生が見込まれる場合に限られています。これは、将来において利益が発生することが見込めない場合は、それに伴う納税額も生じないため、税金の前払分を回

収できず、将来キャッシュ・アウトフローの減額効果が生じないからです。

このように税効果会計基準は、繰延税金資産の資産性を資産負債アプローチにおける資産の定義に合致するように厳格に論理付けをしています。

Q5 棚卸資産会計基準と資産負債アプローチ

資産負債アプローチは、ファイナンス型市場経済の発展に伴って台頭してきた考え方であるといわれています。それがプロダクト型市場経済の主役である棚卸資産に対して、資産負債アプローチが適用されるのでしょうか？

確かに資産負債アプローチは、ファイナンス型市場経済^{*3}を捉えるときに適しています。しかし、次にみるとおり資産負債アプローチは、棚卸資産会計基準の中にもはっきりと現れています。

(1) 棚卸資産会計基準の基本的考え方

棚卸資産会計基準について「低価法が強制適用されるようになっただけ」という人がいますが、これは形式的、表面的な部分だけを見ているに過ぎません。考え方は収益費用アプローチから資産負債アプローチに変わっています。

従来、企業会計原則における評価損は、3タイプありました。すなわち、①正常な棚卸資産に対する低価評価損、②欠陥のある棚卸資産に対する品質低下陳腐化等評価損、それに、③強制評価減です。これら3タイプでは、棚卸資産というモノ自体に着目して、そのモノの状態に応じて評価損が計上されてきました。

これに対して棚卸資産会計基準は、モノの状態ではなく価格現象に着目し、モノの価格が下がったらその価格まで棚卸資産の帳簿価額を引き下げるといふものです。企業会計原則のように評価損が生じる原因を問題にしません。棚卸資産の時価が下がったら（収益性が低下したら）、原因を考えるとなく帳簿価額を減額せよとしています。

これは、棚卸資産という物的資産を金融財と同様に「即時清算的思考」で強制的に簿価を切り下げようというものです。

(2) 保有目的概念の導入

棚卸資産会計基準では、有価証券と同じように保有目的の概念を導入して棚卸資産を「販売目的棚卸資産」と「トレーディング目的棚卸資産」に分類しています。そして、前者についての期末評価は、「収益性の低下」のみに着目した新しい考え方に基づ

づく低価法を強制し（基準3項, 7項）、後者についての期末評価は、金融商品会計基準における売買目的有価証券の取り扱いに準じて、市場価格に基づいて行う（基準15項）としています。

したがって、後者は保有中であっても評価益が計上される場合があります。つまり、棚卸資産と金融商品が同列に扱われるようになったわけです。

なお、この基準でトレーディング目的の棚卸資産の例として、唯一「金」を挙げていますが、平成26年発行予定の「財務会計Ⅰ」の教科書で、棚卸資産の例として「金」が、挙げられるようなことはありません。

Q6 純資産会計基準と資産負債アプローチ

純資産会計基準には、資産負債アプローチと収益費用アプローチの両方が現れています。具体的にはどのようなところですか？

(1) 資産負債アプローチによる区分

純資産会計基準21項は、資産負債アプローチの資産と負債の定義によって、最初に貸借対照表の資産と負債に該当する科目を確定し、それらを資産の部または負債の部に計上することを要請しています。基準のなかでいっている「資産性又は負債性をもつもの」というのは、「資産負債アプローチの資産と負債の定義を満たすもの」という意味です。

次に、資産にも負債にも該当しないものは、すべて純資産の部に計上します。ここで「資産にも負債にも該当しないもの」とは「資産負債アプローチの資産と負債の定義から外れるもの」という意味です。この結果、貸借対照表は、資産・負債の確定→純資産の順で決定され、貸借対照表の貸方は負債と純資産に区分されます。このように貸借対照表は、徹底した資産負債アプローチによって、区分されます。

(2) 株主資本は収益費用アプローチを可能に

純資産の部は、株主に帰属するか否かで2区分されます。すなわち、純資産のうち株主に帰属する部分は株主資本となり、株主に帰属しない部分は、株主資本以外の項目となります。株主資本以外の項目には、評価・換算差額等や新株予約権などがあります。評価・換算差額等は、株主が払込こんだ資本ではなく、かつ、未だ当期純利益に含められていないことから、株主に帰属しているとは認められず、株主資本とは区別されます。

同様に、新株予約権についても、その権利者は株主ではないので、株主に帰属しているとは認められ

ません。よって、株主資本から区別されます。

このように評価・換算差額等や新株予約権などは、株主資本から分離されますので、当期純利益の計算からは遮断されます。その結果、損益計算書の当期純利益と貸借対照表における株主資本の当期変動額（資本取引を除く）が一致します。つまり、損益計算書と貸借対照表の株主資本の間では、収益費用アプローチにもとづく当期純利益の計算が可能となります。

以上のとおり、純資産会計基準では、第一段階の資産および負債と純資産の区分で資産負債アプローチが採用されます。続く第二段階の純資産の部の2区分によって株主資本を独立させることができますので、収益費用アプローチに基づく当期純利益の計算が可能となっています。

(注)

- *1 高田橋範充『IFRSと包括利益の考え方』日本実業出版社、2010年、9頁参照のこと。
- *2 現在、新学習指導要領に基づく「簿記」の教科書の編集作業が進められていますが、「取引」についての説明文は、金融商品会計基準のこのような考え方に配慮して書き換える予定です。
- *3 ファイナンス型市場経済とプロダクト型市場経済の意味については、武田隆二『最新財務諸表論』中央経済社、2008年、69頁参照のこと。